平成２７年（フ）第３６６号
兵庫県西宮市甲子園七番町７番４―406号
債務者　川内　正明
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３６９号
兵庫県尼崎市長洲西通１丁目２番３―606号、前住所兵庫県尼崎市長洲西通２丁目１番９号　ハイツインセセラギ102
債務者　下地　愛美（旧姓高戸）
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１１２号
広島県山県郡安芸太田町大字戸河内575番地
債務者　八幡　光香
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４５７号
広島市東区温品３丁目31番18号
債務者　大畠　達昭
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３８号
福岡県柳川市七ツ家383番地
債務者　梅崎キヌ子
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第３９号
秋田県能代市富町11番５号
債務者　白川　菜緒
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第６５号
福島県郡山市喜久田町堀之内字古町93番地
債務者　新田　勝子
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第１７４号
新潟市中央区関屋松波町３丁目170番地１　ヴィラ松波605号
債務者　佐藤　泰子
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９３号
新潟市東区上木戸１丁目16番１号　牡丹山ハイツ101号
債務者　中島　昌江
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０３号
新潟市中央区相生町2459番地　むつき荘１号
債務者　佐藤　四良
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２１０号
新潟市東区紫竹６丁目14番13号
債務者　村山イツ子
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２２０号
新潟市東区船江町１丁目24番４―303号
債務者　小川　　望
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３０号
長野県安曇野市豊科田沢4871番地１　プランシェＭＩＹＡＳＨＩＴＡ　Ｂ―102
債務者　望月　正広
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第８４６号
名古屋市港区丸池町１丁目１番地の１　丸池荘３棟910号
債務者　花坂　　真
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０９号
三重県津市雲出島貫町497番地、前住所三重県津市雲出島貫町463番地
債務者　稲田　宣子
1　決定年月日時　平成27年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１１１号
三重県津市久居旅籠町1290　レオパレスベルエキップⅡ201号室、住民票上の住所三重県津市久居小野辺町1454番地98
債務者　奥谷　浩也
1　決定年月日時　平成27年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１９号
三重県熊野市久生屋町745番地
債務者　江里口勝春
1　決定年月日時　平成27年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２７年（フ）第１４７号
愛媛県松山市土手内116番地
債務者　髙木　君子
1　決定年月日時　平成27年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
松山地方裁判所民事部